

第1期舞鶴市公共施設再生実施計画



平成28年2月

舞鶴市

～目 次～

1	計画策定の目的	1
2	計画の体系	1
3	計画期間	2
4	現状・課題・対応策の整理	3
	(1) 人口 【舞鶴市人口ビジョン（平成 27 年度作成）から】	
	(2) 公共施設の現状 【舞鶴市公共施設マネジメント白書（平成 24 年度作成）から】	
	(3) 現状から見えた公共施設が抱える課題とその対応策 【舞鶴市公共施設再生基本計画（平成 26 年度作成）から】	
5	第 1 期対象施設	8
6	対象施設の再生等措置	9
	◆公民館等【東公民館・西公民館・南公民館】	9
	◆コミュニティセンター【大宮会館】	10
	◆文化ホール【市民会館】	11
	◆博物館等【郷土資料館】	12
	◆高齢者福祉施設【文庫山学園・舞鶴公園集会所】	13
	◆社会福祉施設【荒田・北浜・市場・長浜・福来の各市民交流センター】	14
	◆スポーツ施設【柔道場・弓道場】	15
	◆レクリエーション施設【グリーンスポーツセンター】	16
	◆閉校施設【青井・岡田上・神崎・岡田中の各小学校、由良川中学校】	17
	◆保育所【西乳児、中、東、東乳児、南乳児の各保育所】	18
	◆学校【小学校、中学校、幼稚園】	19
	◆公営住宅	22
7	整備時期	24
8	財政の見通し	24
9	財政的取り組みの具体化	24
10	再生等措置の実施効果	25
11	第 2 期・第 3 期対象施設の取り組み	27
12	計画の進行管理	28
付 表		29
1	第 1 期対象施設位置図	
2	公共施設再生実施計画対象施設一覧	
3	第 1 期対象施設の再生等に係る投資的経費及び実施時期	
4	第 1 期対象施設の利用者数及び運営コスト	
参 考		33
1	公共施設再生実施計画策定検討会議委員	
2	会議開催経過	
3	公共施設マネジメントの取組経過	

1 計画策定の目的

舞鶴市では、「新たな舞鶴市総合計画後期実行計画」に基づき、“子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち・舞鶴”の実現に向けた重点施策のひとつとして、公共施設の再生と適正な維持・管理の推進を図るため、公共施設マネジメントの取り組みを進めています。

平成26年7月に策定しました「舞鶴市公共施設再生基本計画」では「舞鶴市公共施設マネジメント白書」で整理した公共施設のストック情報を基に、全施設の評価を実施し、そこで明らかとなった課題や再生の優先順位等をふまえて、平成28年度から平成57年度までの30年間を3期（1期10年）に分け、再生等を進めしていくこととしています。

この舞鶴市公共施設再生実施計画は、その第1期（計画年度：平成28年度～37年度）となる対象施設の再生の方向付け等について、舞鶴市公共施設再生実施計画策定検討会議における意見交換、関係団体へのヒアリングや施設利用者へのアンケート調査の実施による意見等をふまえて、施設再生の方向付け等を行ったものです。

「舞鶴市公共施設再生基本計画」においては、目標として公共施設の質・サービス・利便性の向上に努めながら利用促進を図るほか、公共施設再生のために投資的経費や運営コストの縮減を図るとともに財政的な取り組みを計画的かつ効率的に推進することを掲げており、この目標達成に向け、本計画で示す具体的な取り組みを計画的に進めていくものです。

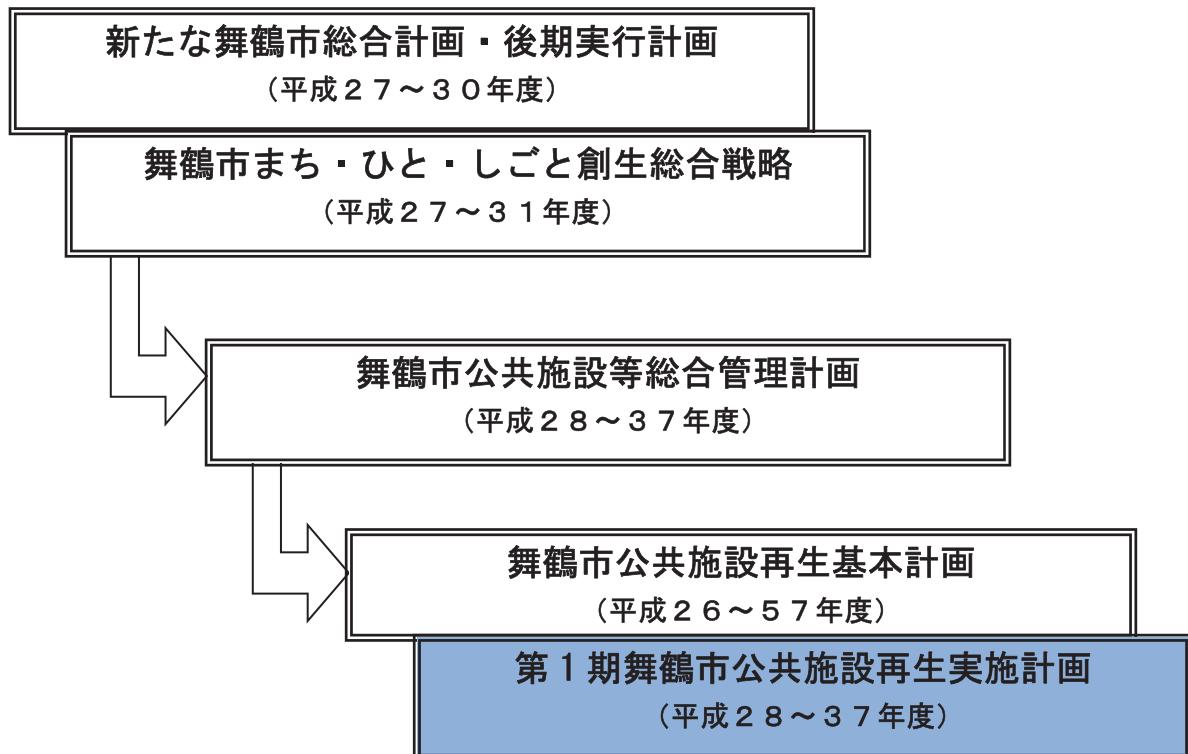
2 計画の体系

本市の公共施設マネジメントの取り組みについては、行財政改革の取り組みの一環として「新たな舞鶴市総合計画」に、また、定住環境の向上に向けた取り組みの一環として「舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられています。

これを受け、中長期的な展望のもと社会経済情勢や国の動向、本市の行財政状況などを総合的に鑑みながら計画づくりを進めてきました。

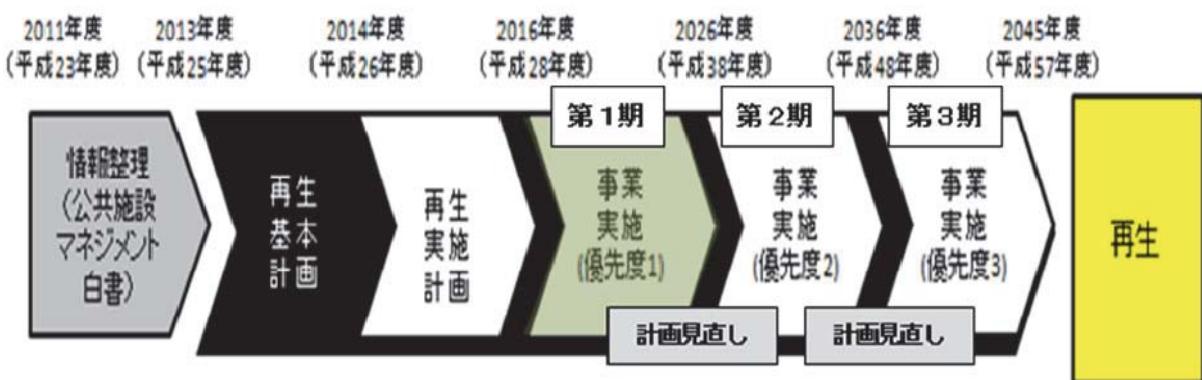
その中で、公共建築物については、社会基盤施設も含めて公共施設の今後の整備方向性等を示した「舞鶴市公共施設等総合管理計画」に基づき、その個別総合計画となる「舞鶴市公共施設再生基本計画」及び個別具体計画となる「舞鶴市公共施設再生実施計画」で構成し、施設の再生等を図っていくこととしています。

【公共建築物の再生等に向けた計画の構成】



3 計画期間

公共施設の再生は3期に分けて行います。第1期となる本計画は平成28年度から37年度の10年間、第2期は平成38年度から47年度の10年間、第3期は平成48年度から57年度の10年間とし、計画的に整備を実施します。



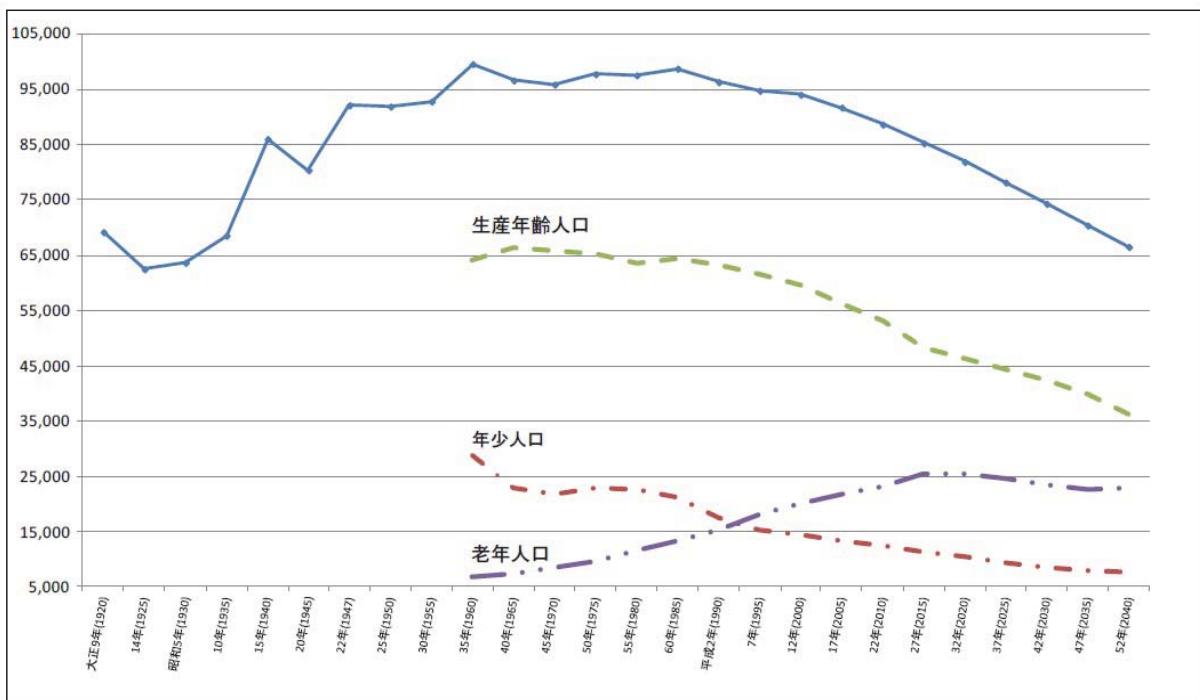
4 現状・課題・対応策の整理

(1) 人口【舞鶴市人口ビジョン（平成 27 年度作成）から】

本市の人口は昭和 22 年の 92,139 人（国勢調査）以降、昭和 34 年の 103,137 人（推計人口）をピークに、平成 20 年の 90,001 人（推計人口）まで、9 万人台を維持し推移してきました。昭和 40 年以降は平成 2 年を除き、平成 16 年まで微増微減の範囲で推移しています。平成 16 年以降は自然減に転じ、平成 17 年以降は 5 年間で約 3,000 人が減少する状態が続いており、国立社会保障・人口問題研究所では、図表 1 に示すとおり、平成 27 年以降においても同様の減少が続くものと推計されています。

その中で、生産年齢人口（15 歳～64 歳）では、昭和 35 年（66,336 人）以降、平成 7 年まで 35 年間にわたり 6 万人台を維持し推移、平成 12 年（59,649 人）から平成 22 年（52,975 人）の 10 年間で約 6,700 人と大きく減少し、将来も同様に減少が続くものと推計されています。年少人口（0 歳～14 歳）は昭和 40 年（22,897 人）から昭和 60 年（21,167 人）まで 2 万人台を維持しています。平成 2 年に 17,519 人と大きく減少し、以降現在まで減少傾向が続いています。老人人口（65 歳以上）は昭和 50 年（9,592 人）までは 1 万人未満で推移していましたが、上昇傾向が続き、平成 12 年に 2 万人台に入り平成 22 年には約 23,188 人となっています。将来推計では、平成 27 年の約 25,378 人をピークに微減傾向に移行するものとされています。

図表 1 年齢 3 区別人口の推移

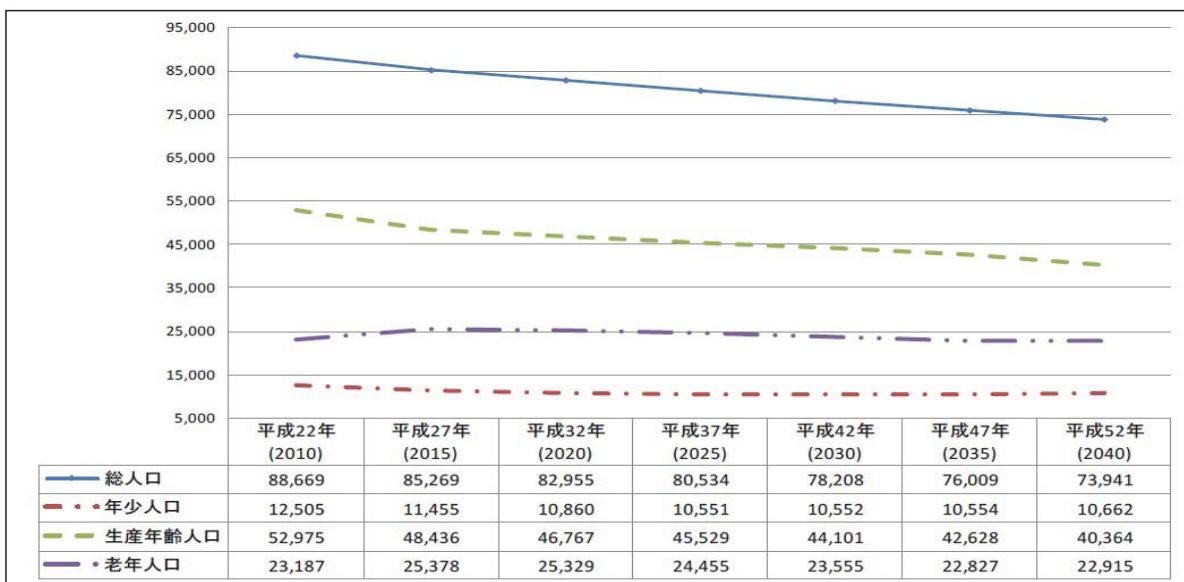


※ 平成 27 年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値

この推計値を基に、本市の将来人口について、市の施策による事業効果等が着実に表われ国の長期ビジョンが示す施策目標（合計特殊出生率2.07）を達成した上での推計を示したもののが図表2のとおりである。

平成27年度の総人口は85,269人であり、25年後の平成52年の将来人口は73,941人となります。平成27年の年齢階層別人口では、年少人口は11,455人、生産年齢人口は48,436人、老齢人口は25,329人であり、平成52年の年齢階層別人口では、年少人口は10,662人、生産年齢人口は40,364人、老齢人口は22,827人になる推計であり、どの階層においても大きく人口が減少していくものと見込まれます。

図表2 年齢3区分別人口の推移比較



(2) 公共施設の現状 [舞鶴市公共施設マネジメント白書（平成24年度作成）から]

本市が保有する施設は138施設あり、その延床面積は約31.8万m²です。

その内訳は、学校教育系施設が最も多く床面積で全体の41%を占め、次いで公営住宅の18%、スポーツレクリエーション施設の10%となっています。

また、図表3に示すとおり、市民一人当たりの公共施設の延床面積は3.65m²であり、全国平均（3.4m²）より若干多い水準にあります。

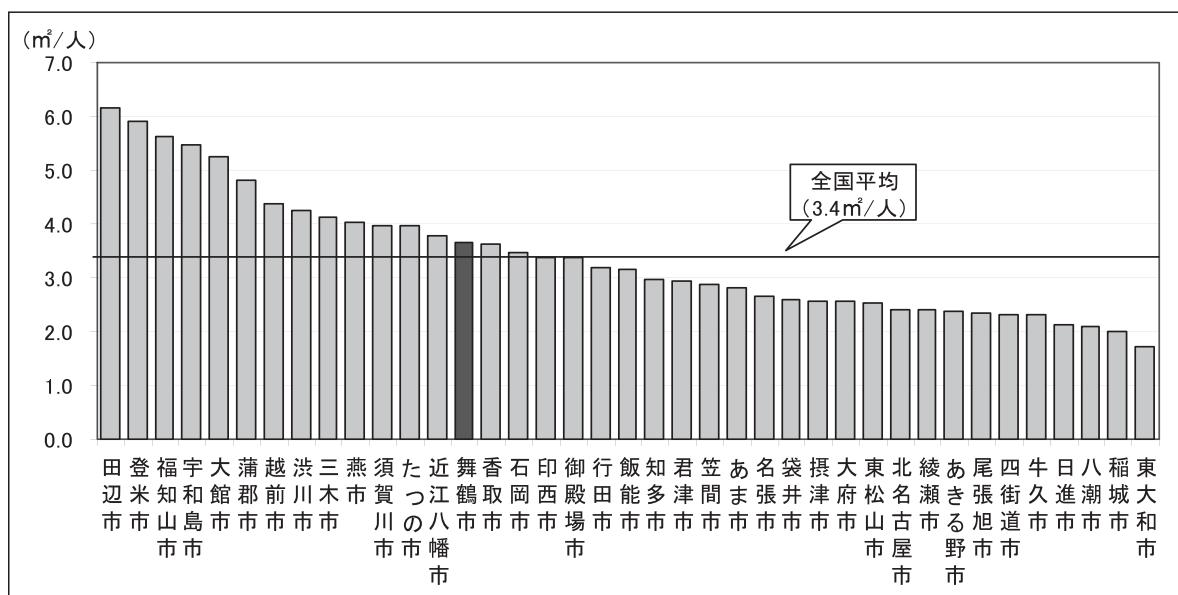
地区別には、行政施設（庁舎）、文化ホール、図書館、コミュニティセンター、体育館等において東地区・西地区の各々に同じ機能・規模の公共施設が多く配置されています。これらの施設は、1960年代から1980年代にかけて建設されたものが多くを占めています。建築後30年以上経過した建物は14.5万m²（46%）ですが、今後、老朽化した建物の割合はますます増加していきます。

これらの施設の大規模改修や建替え等には多大な経費が必要となり、古くなったら改修や建替えを行う従来の方法を続けていくと、財源不足に陥ることは

明らかであり、公共サービスに大きな影響を与える可能性があります。

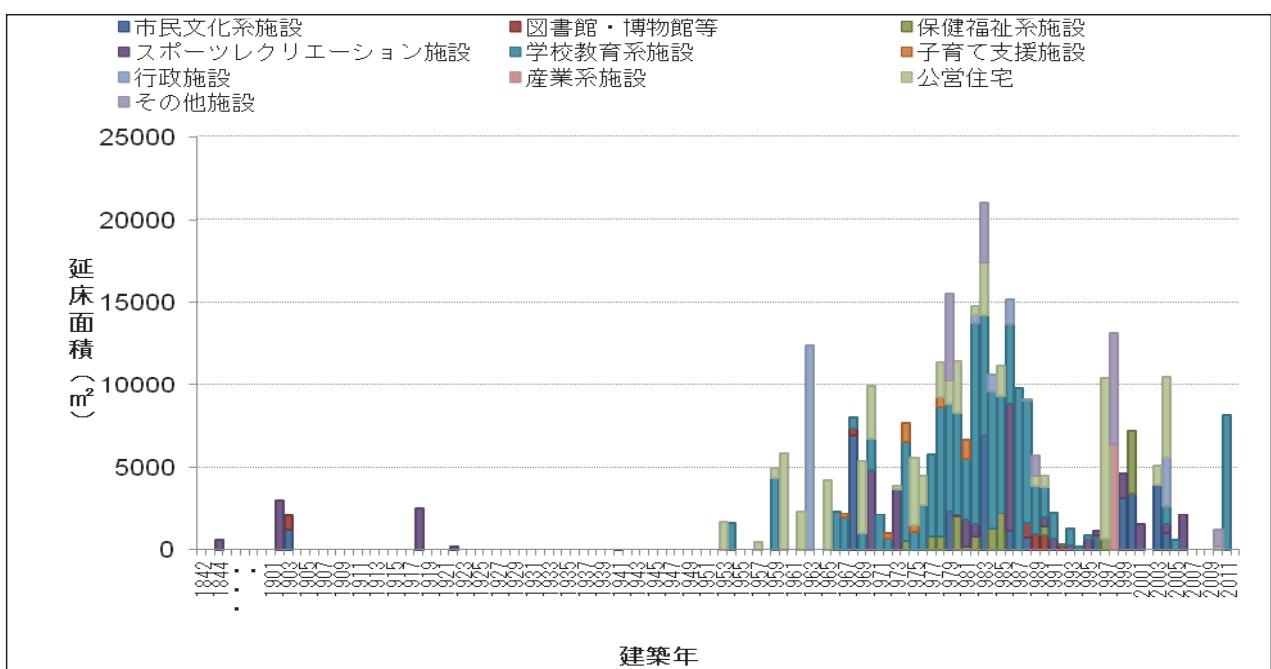
さらに、図表4に示すとおり、1981年（昭和56年）以前に建てられた建築物は、建築基準法が改正される前の古い耐震基準が適用されており、十分な耐震性を備えていない可能性がある中で、建物全体の15%に相当する約4.9万m²については、耐震診断が完了していません。大規模な地震災害が発生した直後の住民の避難や救援、その後の復旧に支障をきたさないように、耐震対策を進めていく必要があります。

図表3 人口1人当たり公共施設の延床面積 （人口8～9万人の自治体）



※資料 自治体別人口・公共施設延床面積リスト(東洋大学PPP研究センター)

図表4 築年別の延床面積の状況

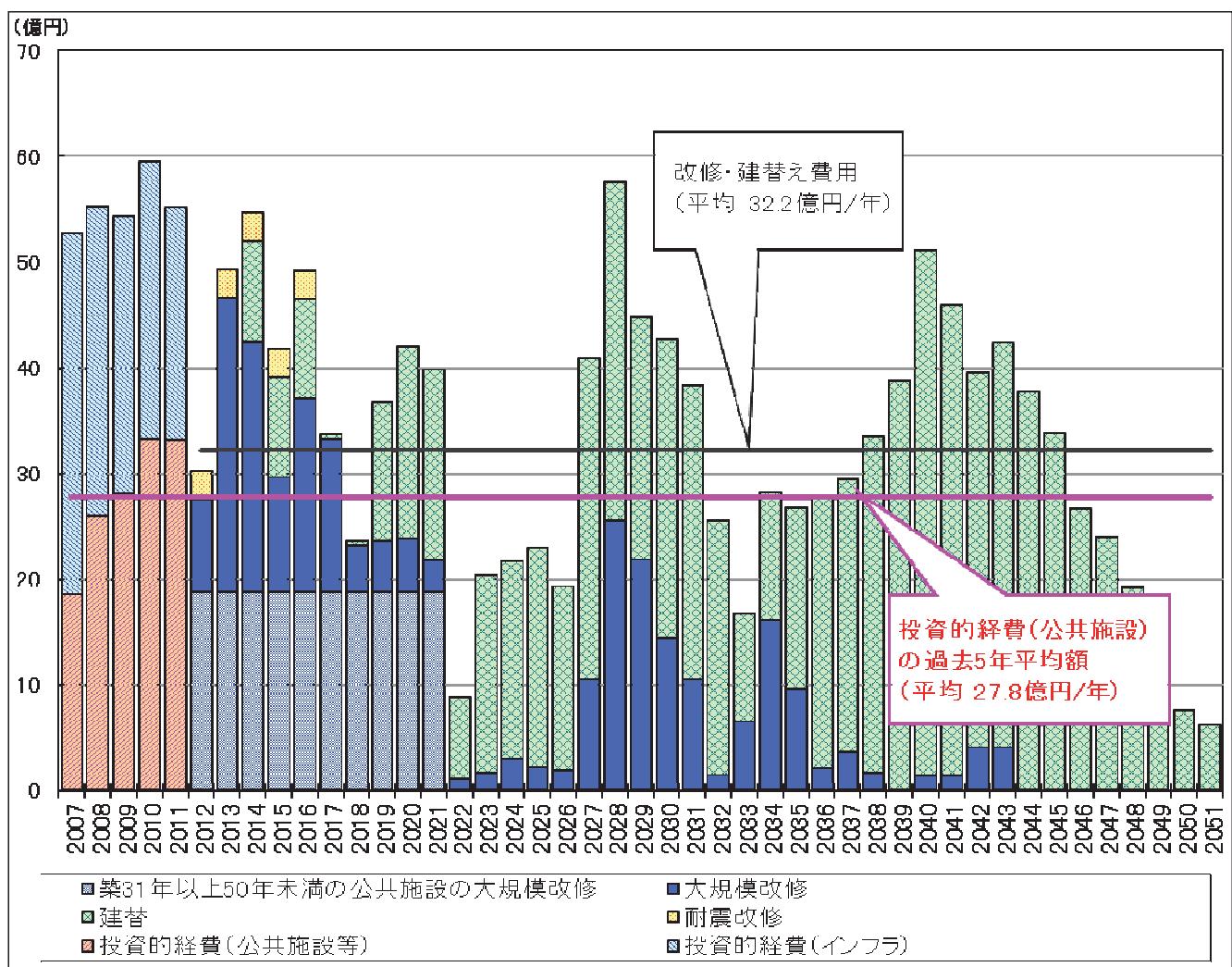


現在の公共施設をそのまま継続して保有する場合、建物の老朽化に伴い大規模改修や建替えなどの費用が必要となります。図表5に示すとおり、本市の保有する138施設（延床面積約31.8万m²）において、今後40年間に必要となる改修・建替え費用を試算すると約1,287億円となり、毎年約32億2,000万円の予算確保が必要になります。

一方、過去5年間に道路や橋梁などの他の社会基盤施設の新設や補修・補強の費用を除いて、公共施設の改修・建替えに使った投資的経費の平均は27億8,000万円であり、これは、公共施設の改修・建替えに必要な費用の86%しか確保できることになります。

今後、税収の増加が期待できない一方で、高齢化等によりこれまで以上に扶助費が増加することを勘案すると、財政状況は一層厳しくなると予測されるところから、公共施設の改修・建替えに係る費用を抑制していくことは不可避といえます。

図表5 公共施設の改修・建替えに必要な費用



(3) 現状から見えた公共施設が抱える課題とその対応策

[舞鶴市公共施設再生基本計画（平成 26 年度作成）から]

課題

- ア) 市民ニーズの変化
- イ) 集中する改修・建替
- ウ) 運営コストの削減
- エ) 老朽化に伴う維持管理コストの増加
- オ) 防災力の向上
- カ) 新たな機能への対応

- 情報共有（見える化）
- 市民参画
- 公民連携

目標

- 1 公共施設の質・サービス・利便性の向上
 - 2 公共施設再生のための財政的取り組みの推進
- ◎数値目標：総延床面積 12% (3.8 万m²) 削減

対応策（施設面）

- ア) 類似施設や関連施設の多機能化や複合化による利便性向上
- イ) 建物機能のマッチングやデザインの配慮による人流の創出
- ウ) 市民ニーズの調査と意見反映によるサービスの向上
- エ) 民間からの提案型サービスの評価・採択の仕組みづくり
- オ) 官民連携（PPP）によるサービスの向上
- カ) 用途変更等に柔軟に対応できる構造形式の導入
- キ) 低利用なサービスや機能の見直し

対応策（財政面）

- ア) 予防保全による施設の長寿命化
- イ) 施設利用料金の適正化
- ウ) 未利用地や建物の売却や貸付
- エ) 公共施設等整備基金の設立
- オ) 起債による負担の平準化
- カ) 資産の有効活用によるコストの削減
- キ) 自治体間連携による効率化

5 第1期対象施設

第1期対象施設は、再生に向けた取り組みの優先度が高いものであり、公共施設再生基本計画において、施設評価結果をもとに建物の老朽度や利用状況の2軸を中心に評価が低かった次表に示す施設です。

施設群	施設名
公民館等	東公民館、西公民館、南公民館
コミュニティセンター	大宮会館
文化ホール	市民会館
博物館等	郷土資料館
高齢者福祉施設	老人福祉センター文庫山学園、老人憩の家・舞鶴公園集会所
社会福祉施設	荒田市民交流センター、北浜市民交流センター 市場市民交流センター、長浜市民交流センター 福来市民交流センター
スポーツ施設	柔道場(北吸)、弓道場
レクリエーション・観光施設	グリーンスポーツセンター
閉校施設	青井小学校、岡田上小学校、神崎小学校、岡田中小学校 由良川中学校
保育所	西乳児保育所、中保育所、東保育所、東乳児保育所 南乳児保育所
学校	与保呂小学校、明倫小学校、由良川小学校、倉梯小学校 倉梯第二小学校、大浦小学校、高野小学校 加佐中学校、青葉中学校、城北中学校、和田中学校 若浦中学校、城南中学校 舞鶴幼稚園
公営住宅	浜団地、田中団地、芥子谷団地、大迫団地、三宅団地 行永東町団地、上安団地、大野辺団地、市場団地

- ※ 学校は舞鶴市学校施設整備計画に基づき、また、公営住宅は舞鶴市公営住宅等長寿命化計画に基づくもの。
- ※ 第1期対象54施設のうち、5施設（勤労者福祉センター、大浦ハイランド、公設地方卸売市場、三笠小学校及び志楽小学校）については、再生措置実施済みのため本表から除外している。

6 対象施設の再生等措置

公共施設が抱える課題を解決し、社会情勢や市民ニーズ、さらに将来的な財政状況を見据えて、公共施設の再生等の具体化に向けて取り組みます。

なお、再生等措置は、施設機能の必要性と機能の受け皿（建物）の2点から方向付けをします。

※ 末尾掲載、付表1「第1期対象施設位置図」及び付表2「公共施設再生実施計画対象施設一覧」参照

本項目における各施設各表等に掲げる再生の定義	
移転・集約	既存施設機能を移転し、他の施設に集約すること
集約	既存施設に他の施設機能を集約すること
存続する	既存施設機能を存続させ、必要な改修を行うもの
民間等処分	民間事業者だけでなく公共的団体等も含めた譲渡、貸付
取壊し	改修を行わず、耐用年数の経過後に取壊し

◆公民館等

①施設群の再生の方向性【公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載】

公民館等は概ね中学校区単位で設置され、生涯学習や身近な地域のコミュニティ形成の核となる施設として地域に密着し、幅広い層に利用される施設です。いずれの施設も重要な機能・役割を有していることから、現機能を維持確保していくこととしますが、利用状況が低い施設については、その利用率を高めるサービス、工夫を施していく必要があります。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(m ²)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
公民館等	東公民館	1979	存続する (移転・集約)	複合	民間等処分 ※完了	1,005	仮)東地区複合施設 (2,271)
	西公民館	1968	存続する (移転・集約)	複合	取壊し	406	西総合会館 (旧府立勤労者福祉会館1,878)
	南公民館	1979	存続する	単独	改修	995	995

●東公民館

旧市民病院建物を活用し、機能移転を行います。

建物は高齢者福祉施設である文庫山学園との複合化を図り、両施設で共用化できる機能については複数設置せず、効率的な利用を図ります。

また、東舞鶴地区の中心市街地に位置する良好なロケーションを生かして利用促進を図るとともに、避難所としての防災機能を備えます。

●西公民館

西総合会館へ移転し、他の施設との複合化を図ります。

西舞鶴地区の中心市街地に位置することから、良好なロケーションを生かし利用促進の増大を図るとともに、避難所としての防災機能を備えます。

複合施設である建物は、耐震性が確認されず老朽化が著しいため取壊しを行い、跡地については、まちづくりの推進につながる有効な公共活用を図ります。

●南公民館

建物・設備の必要な改修を行い、長寿命化を図ります。

利用層は少人数グループの利用が増えており、ニーズや利用実態に合わせ、利用スペースの大きさに応じた利用料金の見直しや駐車場の拡張などを検討するなど、利用率を高める工夫をします。

◆コミュニティセンター

①施設群の方向性 [公共施設再生基本計画（平成 26 年 7 月作成）掲載]

コミュニティセンターは、地域コミュニティの拠点施設として、市民活動・交流の促進に寄与しています。しかしながら、施設数が少なくない一方で、利用率が低い施設が多いことから、機能集約などによる総量削減が必要です。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(㎡)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
コミュニティセンター	大宮会館	1979	存続する	単独	改修	327	327

●大宮会館

安全性を確保するため耐震診断を実施し、必要な改修を行います。

また、部屋の間取りや配置の見直しなどについて検討し、バリアフリー化を進め、高齢者など誰でも利用しやすい整備を行い利用促進を図る一方で、地域全体の中で避難所機能の在り方について検討し、改修経費の縮減に努めます。

将来的に利用者数が低調に続くならば、改めて施設の存続について検討します。

◆文化ホール

①施設群の再生の方向性 [公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載]

文化ホールは、豊かな市民生活の創造、ひいては「まち」のクオリティの向上にもつながる「文化力」の醸成の場として重要な役割を担っています。本市には、人口規模に対して比較的大規模なホールが2つありますが、利用（稼働）状況は低い状況にあります。このため、最適な規模も含めた施設のあり方について、見直しをする必要があります。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(m ²)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
文化ホール	市民会館	1968	存続する (移転・集約)	複合	取壊し	3,509	西総合会館 (旧府立勤労者福祉会館1,878)

●市民会館

一般的なホール機能としては、近接する西総合会館や西駅交流センターなど類似施設を活用することを基本とし、音響設備等を備える文化ホール機能としては、総合文化会館1館での利用状況や不足する機能を検証しながら諸課題を整理し、平成28年度末にその必要性について整理することとします。

複合施設である建物は、耐震性が確認されず老朽化が著しいため取壊しを行い、跡地については、まちづくりの推進につながる有効な公共活用を図ります。

◆博物館等

①施設群の方向性 [公共施設再生基本計画（平成 26 年 7 月作成）掲載]

博物館施設は、本市のまちの歴史等を後世に承継するほか、本市のまちづくり施策に大きく関わりがある上、主要な観光施設にも位置付けられています。交流人口の増加にもつながる重要な施設であることから、現機能を維持し、さらに利用者の増加を図る必要があります。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(m ²)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
博物館等	郷土資料館	1968	存続する (移転・集約)	複合	取壊し	415	西総合会館 (旧府立勤労者福祉会館1,878)

●郷土資料館

西総合会館へ移転し、他の施設との複合化を図ります。

利用者視点に立って、閲覧史料や展示スペースの確保に努め、増え続ける史料をデジタル化するなど収蔵や閲覧方法を工夫するとともに、施設の積極的な P R により、市外も含めた利用者の増加に努めます。

将来的には、利用者数の推移を見ながら近くの類似機能である田辺城資料館・彰古館も含めた一体的な運営を検討します。

また、複合施設である建物は、耐震性が確認されず老朽化が著しいため取壊しを行い、跡地については、まちづくりの推進につながる有効な公共活用を図ります。

◆高齢者福祉施設

①施設群の方向性 【公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載】

高齢者福祉施設は高齢者の生活を支える施設で、今後、高齢者の増加が想定される中で、各施設は高齢者の生活を支えるために、お互いに補完しあう機能を有する重要な施設です。

老人憩いの家など高齢者の生きがいづくり支援施設で、近接する施設等との機能が重複するものについては、効率化を図る観点から、機能集約等について検討する必要があります。

安岡園、デイサービスセンター等については、民間部門との役割分担を考慮する中で、より効率的なサービスのあり方について検討する必要があります。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(㎡)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
高齢者福祉施設	老人福祉センター文庫山学園	1980	存続する (移転・集約)	単独	民間等処分 (敷地含む)	1,987	仮)東地区複合施設 (2,271)
	老人憩いの家・舞鶴公園集会所	1981	存続しない	単独	取壊し	141	0

●老人福祉センター文庫山学園

旧市民病院建物を活用し、機能移転を行います。

建物は東公民館との複合化を行い、両施設で共用化できる機能については複数設置せず、効率的な利用を図ります。

また、東舞鶴地区の中心市街地に位置する良好なロケーションを生かして利用促進を図るとともに、避難所としての防災機能を備えます。

●老人憩いの家・舞鶴公園集会所

限られた利用者及び利用者数や近隣に類似の公共施設が多数所在するなどの状況から、廃止することとし、建物については、今後、改修は行わず取り壊します。

◆社会福祉施設

①施設群の再生の方向性 [公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載]

市民交流センターは社会福祉施設として位置付けられていますが、身近な地域のコミュニティ活動の拠点施設として重要な役割を担っており、現機能を維持する必要があります。

各施設における公共サービスの維持、施設のさらなる有効活用を図るため、近隣の施設で提供しているサービス内容との調整を図りながら、地域の特性に応じたサービスの提供を維持していく必要があります。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(m ²)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
社会福祉施設	荒田市民交流センター	1978	存続する	単独	改修	465	465
	北浜市民交流センター	1974	存続する	単独	改修	504	504
	市場市民交流センター	1977	存続する (集約)	単独	改修	347	347
	長浜市民交流センター	1978	存続する	単独	改修	344	344
	福来市民交流センター	1977	存続する (集約)	単独	改修	462	462

●荒田、北浜、市場、長浜、福来の各市民交流センター

建物・設備の必要な改修や耐震診断を行い、長寿命化を図ります。

改修に当たっては、フローリング化を図るなど利便性の向上を図り、幅広い年齢層が多用途に利用できるよう検討します。

当該施設は、公民館等の施設に比べて運営コストが高いことから、利用・運営状況や利用料金等を検証し、コストの縮減を図ります。

将来的に、利用促進を図る工夫を施した上で利用者数が低調に続くならば、改めて施設機能のあり方について検討します。

また、市場及び福来市民交流センターについては、同一敷地内に第3期における再生等の対象施設となる「老人憩いの家」が設置されていますが、将来的にこれら老人憩いの家をそれぞれの交流センターに機能集約します。

◆スポーツ施設

①施設群の再生の方向性 【公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載】

スポーツ施設は、年齢を問わず様々な方に利用され、市民の健康増進と体力の向上を促進するために重要な施設として位置付けられます。各施設が提供しているサービスの維持・充実を図ることを前提に、利用実態を踏まえながら施設のあり方を検討する必要があります。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(m ²)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
スポーツ施設	柔道場（北吸）	1980	存続しない	単独	取壊し	117	0
	弓道場	1993	存続する	単独	改修	232	232

●柔道場

柔道は、現在、文化公園体育館内の専用施設で利用されています。また、本施設は他の用途で使用され、限られた利用者及び利用者数であることから、設置当初の施設の役割は終えており、これを存続する必要性は低いため廃止します。

建物については、今後、改修は行わず取り壊します。

●弓道場

市内では他に代替施設がないことから、維持・更新することとして必要な改修を行いますが、施設状態が良好であることから、当面は改修は見込まれません。

しかしながら、施設の性格上、利用者が限定されていることから、弓道以外の用途でも利用できる工夫とその周知によって施設の有効活用を図り、東舞鶴公園及び園内のスポーツ施設全体とも絡ませて、利用者数の増大を図ります。

また、受益者負担の適正化により利用料金の見直しについて検討します。

◆レクリエーション施設

①施設群の再生の方向性 【公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載】

レクリエーション施設・観光施設は、観光都市としてのまちの魅力づくりや情報発信を積極的に行うことなどにより、交流人口の拡大を図っていくために重要な施設と位置付けられています。しかしながら、利用状況は比較的少ないため、利用促進に向けた取り組みを実施していく必要があります。

また、対象となる12施設（農業公園・舞鶴自然文化園・親海公園・陶芸館・グリーンスポーツセンター・青葉山ろく公園・JR松尾寺駅旧駅舎・まいづる智恵蔵・赤れんが工房・赤れんがイベントホール・五老スカイタワー・大庄屋上野家）は、所管課が複数にまたがっており、相乗効果をもたらす取り組みや、役割分担・機能補完などによる効率化に向けた対策を検討する必要があります。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(m ²)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
レクリエーション・観光施設	グリーンスポーツセンター	1981	存続する	単独	改修	1,651	1,651

●グリーンスポーツセンター

利用者ニーズを的確に把握し、それに対応した規模等施設の維持・改修を行います。

また、利用期間が限られていることから、費用対効果やニーズを考慮しながら、通年での利用の可能性を検討するとともに、特徴のあるログハウスなど宿泊施設の積極的な周知と利用促進を図ります。

◆閉校施設

①施設群の再生の方向性 [公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載]

地域性に配慮しながら民間活用も視野に入れた有効活用方策について検討しています。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(m ²)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
閉校 (○閉校年)	青井小学校 (H17)	1971	存続しない	単独	民間等処分 (敷地含む)	1,553	0
	岡田上小学校 (H23)	1979	存続しない	単独	民間等処分 (敷地含む)	2,108	0
	神崎小学校 (H23)	1976	存続しない	単独	民間等処分 (敷地含む)	1,997	0
	岡田中小学校 (H15)	1985	存続しない	単独	民間等処分 (敷地含む)	2,067	0
	由良川中学校 (H23)	1971	存続しない	単独	民間等処分 (敷地含む)	3,227	0

●青井小学校、岡田上小学校、神崎小学校、岡田中小学校、由良川中学校

閉校施設は、地域コミュニティの拠点的な施設として利用されていますが、その立地状況などから限られた利用となっているほか、大規模施設であることから、その維持管理経費は年々膨らんでいる状況となっています。

このため、地域住民の意見を聴きながら、民間等による地域の活性化につながる活用について検討し、具体化を図ります。

また、企業誘致の担当課とも連携を図り、積極的に周知を行うほか、ものづくりだけでなく新産業の参入も含め、幅広い活用策を視野に入れます。

施設全体を活用することは規模の大きさから困難であることが考えられる場合は、校舎等の一部を民間等利用し、一部を地域住民が利用する方法も選択肢として考えます。

◆保育所

①施設群の再生の方向性 [公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載]

保育所は共働きの子育て世代には必要不可欠なサービスであり、少子化の傾向はありつつも共働き家庭の割合が増加する傾向もあるため、延長保育等の新しいニーズに対応しながら、適切な質と量の保育サービスを提供していくことが必要です。

なお、現在進捗中である3施設（東保育所、東乳児保育所及び南乳児保育所）の機能統合については、計画的にその整備を進めています（現在、完了済み）。

また、残る2施設（西乳児保育所、中保育所）については、地域性を考慮し、現機能を維持していく必要があります。

※ 3施設は、平成27年4月に供用開始済み。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(m ²)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
保育所	西乳児保育所	1972	存続する (移転・集約)	単独	取壊し	351	0
	中保育所	1981	存続する	単独	改修	1,183	1,183
	東保育所	1978	存続しない (移転・集約) ※完了	単独	取壊し	591	うみべのもり 保育所 (1,397) ※完了
	東乳児保育所	1967	存続しない (移転・集約) ※完了	単独	民間等処分 (敷地含む)	326	
	南乳児保育所	1975	存続しない (移転・集約) ※完了	単独	民間等処分 (敷地含む)	378	

●西乳児保育所

施設の老朽化が著しいことから、隣接する舞鶴幼稚園への機能集約を図ります。

●中保育所

建物・設備の必要な改修を行い、長寿命化を図ります。

施設の性格上、駐車場など含めた周辺の安全環境の確保に努めます。

●東保育所、東乳児保育所、南乳児保育所

3施設はうみべのもり保育所として建物を新設し、統合による再生措置が完了しています。それら旧施設については、東保育所の一部は民有地であることから、建物を取り壊した上で返還し、残る一部市有地及び2保育所の土地及び建物については、民間等へ処分します。

◆学校

【小学校】

①施設群の再生の方向性 [公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載]

小学校は、これまでに児童数の減少に応じて統廃合を行っており、その結果、現在4校（閉校施設）が運営されていません。将来的な児童数は今後も減少を続けることが予測されており、現在閉校となっている学校が、学校として再度運営されるることは想定しがたく、児童数の減少の状況によっては、更なる統廃合による学校数の削減の可能性も無いとは言えません。このような中で、小学校（閉校を除く。）の維持管理・運営・再生などについては「舞鶴市学校施設整備計画」に基づいて取り組みを進めていきます。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(㎡)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
小学校	与保呂小学校	1966	存続する	単独	改修	3,053	3,008 (一部用途変更済)
	明倫小学校	1982	存続する	単独	改修	7,598	7,474 (一部用途変更済)
	由良川小学校	1977	存続する	単独	改修	2,128	2,128
	倉梯小学校	1959	存続する	単独	改修	7,126	7,001 (一部用途変更済)
	倉梯第二小学校	1974	存続する	単独	改修	4,751	4,688 (一部用途変更済)
	大浦小学校	1987	存続する	単独	改修	2,712	2,712
	高野小学校	1984	存続する	単独	改修	3,519	3,519

※ 一部用途変更済は、教室の一部を放課後児童クラブの用途として活用しているもの

●与保呂小学校

校舎の大規模改修を実施します。

●明倫小学校

校舎及び体育館の大規模改修を実施します。

●由良川小学校

体育館の大規模改修を実施します。

●倉梯小学校

校舎の大規模改修を実施します。

●倉梯第二小学校

体育館の大規模改修を実施します。

●大浦小学校

校舎及び体育館の大規模改修を実施します。

●高野小学校

校舎の大規模改修を実施します。

【中学校】

①施設群の再生の方向性 [公共施設再生基本計画（平成 26 年 7 月作成）掲載]

中学校においても既に生徒数の減少に応じた統廃合を行っており、由良川中学校が閉校となっています。将来的な生徒数は今後も減少を続けることが予測されており、現在閉校となっている学校が、学校として再度運営されることは想定しがたいと言えます。このような中で、中学校（閉校を除く。）の維持管理・運営・再生などについては「舞鶴市学校施設整備計画」に基づいて取り組みを進めています。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(m ²)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
中学校	加佐中学校	1966	存続する	単独	改修	3,022	3,022
	青葉中学校	1970	存続する	単独	改修	8,762	8,762
	城北中学校	1978	存続する	単独	改修	6,892	6,892
	和田中学校	1980	存続する	単独	改修	4,777	4,777
	若浦中学校	1983	存続する	単独	改修	4,394	4,394
	城南中学校	1980	存続する	単独	改修	6,268	6,268

●加佐中学校

体育館の大規模改修を実施します。

●青葉中学校

体育館の大規模改修を実施します。

●城北中学校

体育館の大規模改修を実施します。

●和田中学校

校舎の大規模改修を実施します。

●若浦中学校

校舎の大規模改修を実施します。

●城南中学校

体育館及び校舎の大規模改修を実施します。

【舞鶴幼稚園】

①施設群の再生の方向性 [公共施設再生基本計画（平成 26 年 7 月作成）掲載]

築 40 年を経過した建物で、平成 3 年に大規模改修、平成 18 年に耐震補強をそれぞれ実施しており、引き続き計画的に建物の維持管理を図る必要があります。公の施設としての役割を再確認し、市民ニーズも踏まえながら、サービスの向上に努める必要があります。少子化の進行、幼保一元化の動向や保育ニーズの多様化を見据えながら、隣接する西乳児保育所との関わりも含めて、施設のあり方を総合的に検討する必要があります。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積(㎡)	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
幼稚園	舞鶴幼稚園	1974	存続する (集約)	単独	改修	1,117	1,117

●舞鶴幼稚園

隣接する西乳児保育所を集約し、施設の一体的な整備を行います。

◆公営住宅

①施設群の再生の方向性 【公共施設再生基本計画（平成26年7月作成）掲載】

平成22年度に策定された「舞鶴市公営住宅等長寿命化計画」を踏まえ、公営住宅が持つ公共サービスの意義を勘案し、概ね現状規模の住宅を維持しています。

公営住宅の再生等においては、3施設（大迫、市場、大野辺の3団地のそれぞれ一部）を廃止、5施設を統合等（浜、行永東町、上安、田中の4団地は三宅団地に集約、市営の芥子谷団地は府営芥子谷団地へ集約）による廃止、その他17施設は長寿命化を図るものとして位置付けられています。

今後の公営住宅のあり方については、「舞鶴市公営住宅等長寿命化計画」自体の見直し・更新も含めて、維持管理、運営、再生などについて検討し、計画的に取り組みを進める必要があります。

※ 舞鶴市公営住宅等長寿命化計画は、平成27年3月に第1回変更実施済み。

②施設の再生等措置

施設群	施設名	建築年	施設機能 対処方針	既存建物		延床面積（m ² ）	
				現区分	対処方針	H24.4.1時点	再生後
公営住宅	浜団地	1953	存続しない (移転・集約)	単独	取壊し	1,644	0
	田中団地	1965	存続しない (移転・集約)	単独	取壊し	1,243	0
	芥子谷団地	1970	存続しない	単独	取壊し	3,174	0
	大迫団地	1962	存続しない	単独	一部取壊し (全体2,343)	351	0
	行永東町団地	1957	存続しない (移転・集約)	単独	取壊し	434	0
	三宅団地	1960	存続する (集約)	単独	建替え	5,870	15,278
	上安団地	1959	存続しない (移転・集約)	単独	取壊し	613	0
	大野辺団地	1969	存続しない	単独	一部取壊し (全体1,689)	306	0
	市場団地	2004	存続する	単独	一部取壊し	4,929	4,805

●浜団地

三宅団地に集約し、建物は取り壊します。

●田中団地

三宅団地に集約し、建物の取壊しを実施するとともに、借地である敷地については返還することとします。

●芥子谷団地

府営芥子谷団地の建替に伴い住み替えを進め、建物は取り壊します。

●大迫団地

他の団地に住み替えを進め、建物の一部を取り壊します。

残存する建物については、第3期に取り壊します。

●行永東町団地

三宅団地に集約し、建物の取壊しを実施するとともに、借地である敷地については返還することとします。

●三宅団地

建替え（増棟）を実施し、廃止する他の団地の機能を集約します。

●上安団地

三宅団地に集約し、建物の取壊しを実施するとともに、借地である敷地については返還することとします。

●大野辺団地

他の団地に住み替えを進め、建物の一部を取り壊します。

残存する建物については、第2期に取り壊します。

●市場団地

建替えが完了している同団地に住み替えを進め、一部残存している平家建住宅を取り壊します。

7 整備時期

各施設の整備時期については、計画期間を2期に分け、優先順位に応じて、前期又は後期に実施することとし、10年間で必要と見込まれる投資的経費の平準化を図ることとします。

※ 末尾掲載、付表3「第1期対象施設の再生等に係る投資的経費及び実施時期」
参照

8 財政の見通し

中期的な財政見通しは、歳入では、市税収入において市民税が個人、法人ともに低調に推移し、固定資産税においても減収傾向で推移するものと見込まれます。

一方、歳出では、社会保障関係費の増加に加え、少子・高齢化、人口減少、地域経済対策や地域医療の充実、防災対策など多岐にわたる財政需要への対応が求められる中、財政状況は益々厳しさを増すものと予測されます。

こうした状況をふまえ、将来にわたり持続可能で健全な財政運営を維持していくためには、今後の利用需要予測に基づいた公共施設の総量抑制や既存施設の計画的な長寿命化整備等への取り組みを進め、財政負担の軽減や平準化を図ることが必要となり、これに的確に対応していくこととします。

9 財政的取り組みの具体化

(1) 施設利用料金の適正化

公共施設の利用料金は、コストが年々変化する中で長年にわたり見直しされておらず、また、その算定基準や減免基準も統一されていません。

このため、公平性・公正性の視点から、受益者負担に関する統一的な基準を設け、施設利用料金を見直し適正化を図るとともに、当該基準設定の「見える化」を図り、良好な施設運営の実現をめざします。

(2) 未活用資産の積極的な処分

未利用資産や機能移転し、又は廃止した施設の土地・建物で公共利用をしないものについては、本市の地方創生戦略をふまえたプロポーザル方式や条件付き一般公募などの方法も取り入れながら、民間企業や公共的団体等に積極的に売却や賃付等処分を行います。

(3) 資産の有効活用によるコストの削減

施設を新設する場合においては、複数の機能の複合化・機能集約化や遊休財産

の活用を原則とします。

また、官民連携（PPP）による施設整備や運営方式を取り入れ、提供サービスや利便性の向上を図っていくほか、公共施設等への広告募集などを推進し、収益の確保に努めます。

（4）施設の利用促進

使い勝手が良くなる設備面はもとより、予約のしやすさや施設案内の充実などソフト面も含めて、気軽に誰でも利用でき、利便性の高い施設整備とともに、充実した施設案内を行うなど市民周知に努めます。

また、施設を新築・改修する場合には、建物の外観にも配慮し、利用用途にふさわしいデザインの導入を検討するとともに、魅力的な施設名称を付すことにより、市民が親しみと愛着を持てる施設づくりを行います。

（5）公共施設再生のための基金の創設

今後、公共施設の更新や改修等に多額の経費が必要となり、特に十数年後からは本格的に増加していくものと見込まれます。

このため、資産の売払いや貸付け処分等による収益を積み立てておく「(仮称)舞鶴市公共施設等再生整備基金」を創設します。

この基金を有効に活用することよって、投資的経費の平準化や起債の縮減を図ります。

10 再生等措置の実施効果

（1）延床面積

平成24年4月1日（公共施設マネジメント白書作成時点）で公共施設の総延床面積は317,521m²ですが、本計画に基づく再生等措置後の面積は300,941m²となり、16,580m²（5.22%）を削減できます。

仮に、施設を削減せずに存続させ建物を更新した場合、公共建築物の種類に応じて設定した設計単価（公共施設マネジメント白書に掲載）に基づき延床面積ベースで投資的経費を単純試算すると、約86億6千万円となり、当該経費分の削減が図れることとなります。

A	従前延床面積	317,521m ²	
B	再生後延床削減面積	16,580m ²	削減分＝増加分
	☆削減率	5.22%	
C	再生後延床面積	300,941m ²	

※ 末尾掲載「公共施設再生実施計画対象施設一覧」参照

施設群	m ² 単価（円）
市民文化系、社会教育系、行政系施設	325,000
スポーツ・レクリエーション系施設	280,000
学校教育系、子育て支援系施設	250,000
公営住宅	225,000

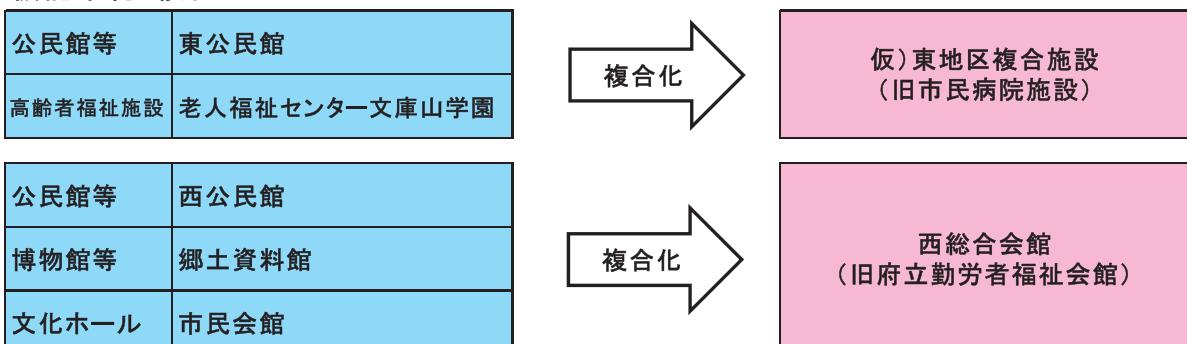
※ m²単価は大規模改修と建替えの平均値で、これに削減面積を乗じた。

（2）施設数

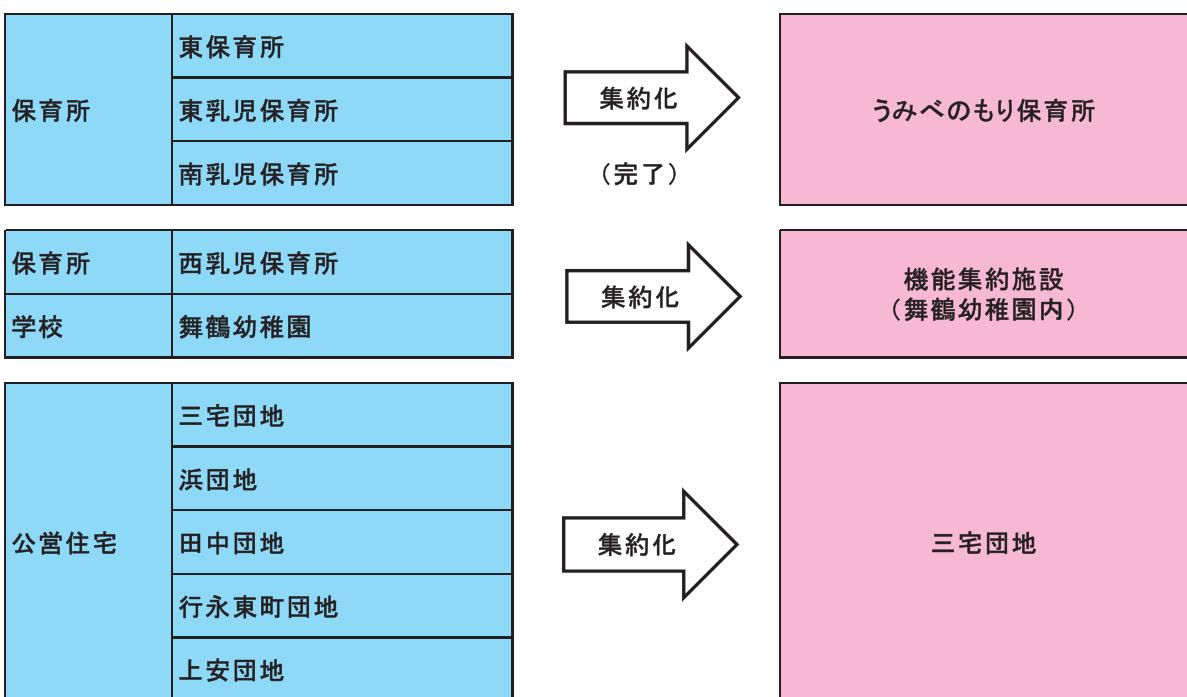
再生等措置に当たっては機能集約化・複合化を推進することとしていますが、これにより第1期対象施設は建物ベースで54施設から34施設となり、これまで以上に効率的な施設運営と市民サービスの向上を図っていくことが可能となります。

※廃止施設を含む。

機能集約・複合化



※文化ホール機能は別途検討



11 第2期・第3期対象施設の取り組み

(1) 目標達成に向けて

舞鶴市公共施設再生基本計画では、施設再生のための財政的取り組みの推進に向け、投資的経費と運営コストの縮減を図る上で総延床面積12%（3.8万m²）削減を目標として掲げています。今後、厳しい財政運営が予測される中で、公共施設の運営コスト削減を積極的に推進していく必要があります。

本市の総延床面積のうち、比較的大きな面積を占める施設として学校と公営住宅があり、学校については第2期以降で建替えや大規模改修の時期を迎えることから、児童・生徒数の減少傾向等を勘案しながら、最適な施設のあり方を検討し、減築や他の用途での活用などにより延床面積の削減を図ります。

また、公営住宅においては、引き続き、統廃合などによる延床面積の削減と良好な居住環境の維持・向上を図ります。

本計画の実施による延床面積の削減率は5.22%を見込んでおり、第2期以降では6.8%の削減をめざして、平成28年度から57年度（30年間）で削減目標12%の達成に向けて取り組みを進めます。

また、国の施策方針や地域社会のニーズへの対応に伴い、新規の施設を設置する必要が生じた場合には保有資産の有効活用を基本としますが、新たな建物を整備する場合には、スクラップアンドビルドの考え方を踏襲していくこととします。

◆第2期以降の対象施設で再生等の方向付けがなされているもの

①文化情報センター

複合施設である西総合会館に設置されているが、当該会館全体の再生を図っていく中で、その用途の見直しを行います。

②老人憩いの家・市寿会館及び老人憩いの家・大久保会館

それぞれに隣接する市民交流センターに機能集約し、将来的に建物は取り壊すこととします。

③安岡園

本施設は第3期における対象施設ですが、より効率的・効果的な施設運営を図るため関係機関等との調整を図り、第1期の期間に民間等への処分を行います。

(2) 国等との連携

国が推進する「地域における国公有財産の最適利用」との調整を図りながら、国の施設や機能との複合化なども視野に入れ、公共施設の再生等を検討します。

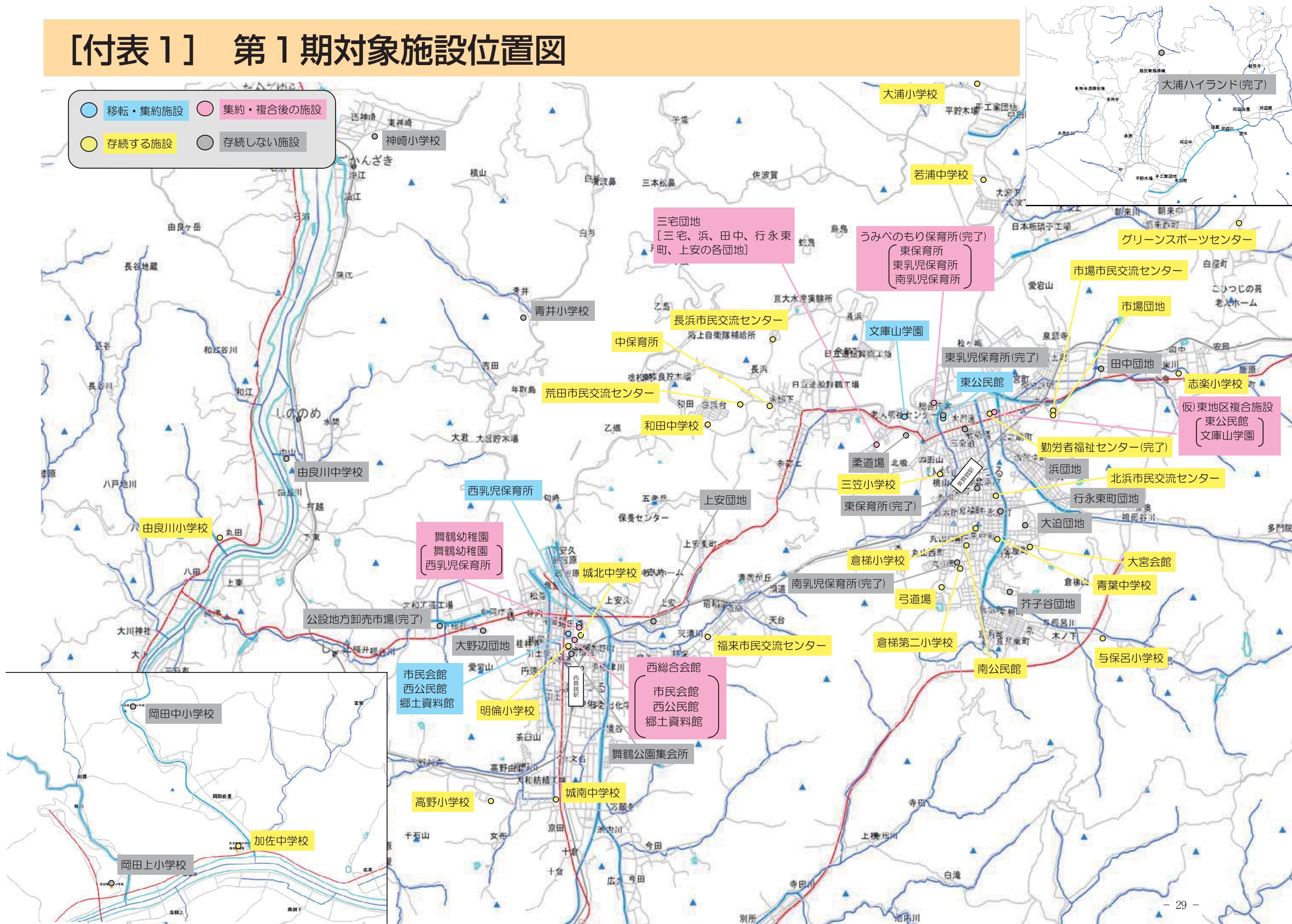
12 計画の進行管理

本計画は、公共施設再生基本計画で示した再生（整備）等の方向性や優先度をふまえ作成したものであり、着実に実行していくことにより、公共施設マネジメントの取り組みを推し進めていきます。

しかしながら、社会情勢の変化やそれに伴う新たな公共サービスのニーズ、施設を取り巻く環境の変化に応じて、再生等の時期や内容、第2期以降対象施設の再生等の優先措置など、「公共施設の質・サービス・利便性の向上」の視点から、必要に応じて見直しを行うものとします。

なお、見直しに当たっては、庁内の横断的組織による検討や市民との情報共有及び市民参画を基本とし、実効性ある計画として適切な進行管理を行います。

[付表1] 第1期対象施設位置図



[付表4] 第1期対象施設の利用者数及び運営コスト

施設群	施設名	運営形態	運営コスト(円)		利用者数推移(人) ※1			
			25年度コスト	1人当たり行政コスト	23年度	24年度	25年度	26年度
公民館等	東公民館 ※2	直営	—	—	21,195	20,807	18,607	10,259
	西公民館	直営	7,288,296	308	24,904	26,673	23,650	23,207
	南公民館	直営	35,265,666	941	41,882	41,490	37,511	39,469
コミュニティセンター	大宮会館	管理委託	454,971	—				
文化ホール	市民会館	指定管理	31,350,118	1,161	29,475	29,972	23,175	37,302
博物館等	郷土資料館	直営	3,031,787	849	4,007	3,546	3,572	3,480
高齢者福祉施設	老人福祉センター文庫山学園	直営	36,671,557	961	41,486	40,648	38,179	38,429
	老人憩いの家・舞鶴公園集会所	直営	575,284	155	3,900	3,750	3,700	4,000
社会福祉施設	荒田市民交流センター	直営	13,337,376	2,328	4,362	4,759	5,729	6,232
	北浜市民交流センター	直営	14,746,754	1,733	8,488	10,465	8,507	9,335
	市場市民交流センター	直営	13,882,783	2,658	5,223	5,146	5,223	5,934
	長浜市民交流センター	直営	12,876,614	1,858	6,817	6,304	6,931	5,948
	福来市民交流センター	直営	14,044,277	2,213	5,894	6,251	6,346	6,955
スポーツ施設	柔道場(北吸)	指定管理	14,718	8	1,268	2,010	1,866	2,239
	弓道場	指定管理	—	—	3,467	3,978	2,973	2,768
レクリエーション施設	グリーンスポーツセンター	指定管理	8,652,271	1,331	6,021	5,013	6,099	6,984
閉校施設	青井小学校	直営/一部貸付	546,540	—				
	岡田上小学校	直営/一部貸付	1,034,801	639	1,794	1,997	1,620	2,727
	神崎小学校	直営/一部貸付	1,159,930	728	919	1,152	1,594	1,674
	岡田中小学校	直営/一部貸付	1,483,598	464	2,335	3,706	3,194	3,399
	由良川中学校	直営/一部貸付	2,139,328	709	2,068	2,904	3,019	4,166
保育所	東保育所	直営	—	—	99	100	88	81
	南乳児保育所	直営	—	—	41	31	46	44
	東乳児保育所	直営	—	—	43	46	46	45
	西乳児保育所	直営	57,750,035	1,804,689	30	43	32	33
	中保育所	直営	173,935,118	1,136,831	154	150	153	138
学校	小学校(18校)	直営	476,659,285	97,273	5,058	4,963	4,867	4,693
	中学校(7校)	直営	224,332,359	111,586	2,607	2,574	2,603	2,524
	舞鶴幼稚園	直営	30,013,186	666,960	50	54	45	41
公営住宅	市営住宅(25団地)	直営	142,374,853	141,667	1,000	999	1,005	1,005

※1 利用者数は延人数。但し、保育所は幼児数、学校は生徒(園児)数(各年度5月1日時点)、公営住宅は戸数

※2 平成26年度の利用者数は東コミュニティセンター内(仮移設)での運営によるもの

【参考】

1 舞鶴市公共施設再生実施計画策定検討会議委員

区分	氏名	所属等
座長	尾上亮介	有識者 舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授
副座長	川端隆一	有識者 公認会計士・税理士
委員	伊庭節子	団体代表 特定非営利活動法人まいづるネットワークの会理事長
委員	加茂前都美子	団体代表 舞鶴商工会議所女性会副会長
委員	福岡秀一	市民代表 公募
委員	藤村登	市民代表 公募

◇ 事務局 総務部資産活用課

2 会議開催経過

回	会議開催日	主な内容
第1回	平成27年2月10日	・公共施設の再生に向けた取組概要について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成27年3月25日	・関係団体ヒアリング、施設利用者アンケート調査の結果について ・各施設の再生の方向付け等について
第3回	平成27年5月19日	・各施設の再生の方向付け等について
第4回	平成27年6月24日	・各施設の再生の方向付け等について
第5回	平成27年8月24日	・各施設の再生の方向付け等について ・意見のまとめについて
第6回	平成27年10月6日	・意見のまとめについて
第7回	平成27年12月15日	・意見のまとめの報告について ・施設再生に向けた今後の取り組み等について

3 公共施設マネジメントの取組経過

時期	内容	備考
平成 25 年 3 月	公共施設マネジメント白書作成	
平成 26 年 7 月	公共施設再生基本計画策定	
平成 26 年 8 月	公共施設のあり方を考えるシンポジウムの開催	参加者：107名 於：東コミュニティセンター
平成 26 年 10 月 ～平成 27 年 5 月	関係団体等ヒアリングの実施	実施結果： 52施設・63団体
平成 26 年 11 月 ～平成 27 年 7 月	施設利用者アンケート調査の実施	実施結果： 40施設・1234件
平成 27 年 2 月 ～12 月	公共施設再生実施計画策定検討会議 設置、会議等の開催	全7回
平成 28 年 1 月	本実施計画案に係るパブリックコメントの実施	

第1期舞鶴市公共施設再生実施計画

発行／平成28年2月
舞鶴市

編集／舞鶴市 総務部 資産活用課
〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044
Tel 0773-66-1045 Fax 0773-62-9891

